

# お取引時の 確認に関する お願い



## 取引時確認とは

犯罪収益移転防止法に基づき、口座開設などの際に氏名、住居、取引の目的などを確認することです。犯罪組織のマネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ組織への資金流入を防ぐ目的があります。



預金口座の開設、  
貸金庫の借用



10万円を超える  
現金の送金または  
小切手による  
受取り

取引時確認  
が必要な  
お取引



200万円を超える  
現金・小切手の  
受払い



融資取引

これらの取引以外にも、取引時確認をさせていただく場合があります。

# お客さまへの確認事項およびお持ちいただくもの

## 個人のお客さま

確認事項	お持ちいただくもの (原本をお持ちください)
氏名・住居・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカード</li> <li>●運転免許証</li> <li>●在留カード または 特別永住者証明書</li> <li>●旅券(パスポート。「所持人記入欄」に現住所の記載のあるものに限ります。)</li> <li>●各種福祉手帳(身体障がい者手帳など)</li> <li>●各種健康保険証<sup>*1</sup></li> <li>●各種共済組合員証</li> <li>●各種年金手帳 などのうちいずれか</li> </ul>
職業・取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)

(注)ご本人さま以外の方が来店される場合は、来店される方の本人確認のほか、①ご本人さまの上記事項の確認、②ご本人さまの委任を受けてお取引を行うことの確認(委任状などの書面をお持ちください)をさせていただきます。

(注)外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

ご注意ください

顔写真のない本人確認書類(健康保険証など)の場合は、当該本人確認書類に加えて、以下のいずれかの書類等も必要です。

①当該本人確認書類とは別の本人確認書類

(例)健康保険証と  
年金手帳の  
2つをご提示



年金手帳

②作成後6か月以内の公共料金の領収証書、社会保険料の領収証書や、有効期間・有効期限内の官公庁発行書類で、現住居の記載があるものなど

ご注意ください

法人のお客さまのためにお取引を行うことを確認させていただきます。

①委任状等のお取引権限を示す書類をお持ちいただくこと、法人のお客さまにお電話してお取引権限を確認できることなどが、必要です。社員証や名刺ではお受けできません。

②登記事項証明書に役員として登記されている方であっても、法人の代表取締役等として登記されていない方は、委任状などお取引権限を示す書類が必要です。

## 法人のお客さま

確認事項	お持ちいただくもの (特に記載のない場合、原本をお持ちください)
名称・本店や 主たる事業所の 所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登記事項証明書<sup>*2</sup></li> <li>●印鑑登録証明書</li> <li>●実質的支配者情報一覧の写し<sup>*3</sup> などのうちいずれか</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登記事項証明書<sup>*2</sup></li> <li>●定款<sup>*4</sup> などのうちいずれか</li> </ul>
来店される方の 氏名・住居・生年月日 等	上記の「個人のお客さま」に記載されている書類に加え、法人のお客さまのためにお取引を行うことを確認できる書類など。
取引を行う目的	(窓口等で確認させていただきます)
実質的支配者の方の 氏名・住居・生年月日	(窓口等で確認させていただきます)

(注)事業内容等の確認のため、上記以外の書類が必要となる場合がございます。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等のお客さまは、一部取扱いが異なる場合があります。

ご注意ください

法人の実質的支配者に該当する方の氏名・住居・生年月日の申告が必要です。

実質的支配者とは、株式会社の議決権の4分の1超を直接または間接に有している自然人など、法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人をいいます。申告の際には、原則として書類のご提示は不要ですが、追加的な確認として、必要書類をご提示いただく場合があります。



こちらに記載した以外の方で取引時確認ができる場合や、記載した以外の事項についても確認させていただく場合があります。

詳しくは銀行窓口にお問合せください。

※1 現行の健康保険証の廃止に伴い、本人確認書類としての取扱いが変更される可能性があります。

※2 登記事項証明書をご提示いただく場合、確認させていただく事項は複数ありますが、原本1通のみ(作成後6か月以内)で結構です。

※3 作成後6か月以内のものに限ります。

※4 定款の写しでも確認できる場合があります。

# 追加的な確認が必要となる場合

マネー・ローンダリングやテロ組織への資金流入対策の重要性が近年益々高まっていることを踏まえ、2018年2月、金融庁は、新たなガイドラインを策定・公表しました。これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加での確認など、次のような対応をさせていただく場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## お客さまへのお願い事項

- 追加の確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は銀行によって異なる場合があります。
- 追加の確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去に確認させていただいた、お客さまの氏名・住居・生年月日や、お取引の目的等を、銀行の窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。



(2024年9月)